ハ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてロの雇入れに係る第一号対象者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ニ　ロの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年六箇月を経過した日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ　ロの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ヘ　当該事業所の労働者の離職状況及びロの雇入れに係る第一号対象者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　高等学校の生徒であつて卒業することが見込まれる者又は高等学校を卒業し、若しくは退学した者（以下このイにおいて「高等学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした公共職業安定所、地方運輸局若しくは職業紹介事業者等への求人の申込み又は高等学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行つた事業主であること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、高等学校を退学した者（以下この号において「第二号対象者」という。）が応募できる求人の申込み又は労働者の募集を行つた場合（第二号対象者が退学の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できる場合に限る。）に限る。）。

ロ　イの求人の申込み又は労働者の募集に応募した第二号対象者であつて、イの退学後において、同一の事業主の適用事業に引き続いて十二箇月間以上通常の労働者として雇用されたことがないものを通常の労働者として初めて雇い入れた事業主であること。

ハ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてロの雇入れに係る第二号対象者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ニ　ロの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年六箇月を経過した日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ　ロの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ヘ　当該事業所の労働者の離職状況及びロの雇入れに係る第二号対象者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

三　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　第一号ロの雇入れを行つた場合（⑵にあつては中小企業事業主に限る。）　次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

⑴　当該雇入れの日から起算して十二箇月が経過した場合　三十五万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

⑵　当該雇入れの日から起算して二十四箇月が経過した場合又は三十六箇月が経過した場合　十万円

ロ　前号ロの雇入れを行つた場合（⑵にあつては中小企業事業主に限る。）　次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

⑴　当該雇入れの日から起算して十二箇月が経過した場合　四十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

⑵　当該雇入れの日から起算して二十四箇月が経過した場合又は三十六箇月が経過した場合　十万円

10　前項第一号ロ又は第二号ロの雇入れを行う事業主が、青少年雇用促進法第十五条の認定を受けた事業主である場合における同項第三号の規定の適用については、同号イ⑴中「三十五万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）」とあるのは「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」と、同号ロ⑴中「四十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは「五十万円（中小企業事業主にあつては、七十万円）」とする。

11　第九項の規定にかかわらず、三年以内既卒者等採用定着コース奨励金は、国等に対しては、支給しないものとする。

12　第九項の規定にかかわらず、三年以内既卒者等採用定着コース奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他の不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

附則第十七条の二の三を次のように改める。

第十七条の二の三　削除

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第一号イ中「中小建設事業主の団体若しくはその連合団体（以下「中小建設事業主等」という。）」を「中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。ハ⑴㈢及び次号トにおいて同じ。）（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）」に改め、同号ロ中「キャリア形成促進助成金（同項第一号ニ、ホ又はチに該当する場合に係るもの」を「人材開発支援助成金」に、「に限る。）又は」を「又は」に、「キャリア形成促進助成金等」を「人材開発支援助成金等」に改め、同号ハ⑴㈢中「中小建設事業主の団体若しくはその連合団体（以下「中小建設事業主団体等」という。）」を「中小建設事業主団体等」に改め、同号ホ中「該当する建設事業主」を「該当する中小建設事業主」に改め、同号ホ⑵中「建設事業主」を「中小建設事業主」に改め、「までの期間」の下に「⑶において「第一回評価時入職率等算定期間」という。）」を加え、「雇用管理制度の整備を終了した日」を「雇用管理制度整備計画の期間の末日」に改め、同号ホに次のように加える。

⑶　⑵に該当することにより建設労働者確保育成助成金の支給を受けた中小建設事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

㈠　第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日から起算して二年を経過する日までの期間（㈡において「第二回評価時入職率等算定期間」という。）における⑵に規定する事業所における入職者の数を二で除して得た数（この㈠において「平均入職者数」という。）を第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合及び平均入職者数が、⑵に規定する目標値を達成しているものであること。

㈡　第二回評価時入職率等算定期間における⑵に規定する事業所における離職者の数を二で除して得た数を第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、雇保則第百十八条第三項第一号イに規定する割合以下であること。

第七条の二第一項第一号ヘを次のように改める。

ヘ　若年労働者及び女性労働者の確保及び職場への定着に関して、次のいずれかに該当する建設事業主であること。

⑴　雇用管理制度の整備に関する事業であつて、次に掲げるいずれかのものを行う建設事業主であること。

㈠　若年労働者並びに女性労働者の建設事業に対する関心及び理解の増進又は建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るための事業

㈡　労働災害の防止等の労働安全管理を推進するための事業

㈢　建設労働者の技能の向上又は雇用管理の改善を推進するための事業